

個人情報保護委員会（第112回）議事概要

- 1 日時：令和元年7月26日（金）10：30～11：00
- 2 場所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：熊澤委員長代理、小川委員、中村委員、加藤委員、大滝委員、
宮井委員、藤原委員、麻田専門委員、成川専門委員、
山地専門委員
其田事務局長、福浦事務局次長、青山総務課長、佐脇参事官、
三原参事官、片岡参事官、松本参事官

4 議事の概要

- (1) 議題1：海外のデータ保護機関・国際的なプライバシー専門家等からの情報収集・調査等について

山地専門委員から「個人情報を含むデータの国境を越えた流通が増大する中、個人情報に関して、信頼性が確保されたデータフリーフローのための国際的な枠組みの構築を図っていくことが重要となっていることを踏まえ、当委員会では、私を含む5名の専門委員による、海外の個人情報保護をめぐる動向の把握や、当委員会の取組等の情報発信を積極的に行っているところ。私は、本年4月に任命されて以降、民間企業における実務経験等を活かし、個人情報保護の専門家や海外当局の担当者等と意見交換を行い、海外の動向を把握するとともに、積極的な情報発信を図ってきたが、本日は、資料に基づき、私を含む専門委員の活動により収集された情報等のうち、注目すべきものを紹介させていただく。「(1) 国際的なデータフロー」に関しては、世界における多様な規制の相互運用及び信頼醸成を図ることの重要性が多くの関係者から指摘されるとともに、相互運用性を高めていくために、日本が果たす役割への期待が示された。「(2) GDPRを取り巻く状況」については、GDPR施行後、欧州データ保護当局の連携が強化されており、また、当局による調査においても、制裁を科すというより事業者をフォロー、支援する雰囲気強いとの指摘があった。「(3) CBPR」については、消費者の信頼及び透明性の観点から、消費者から存在が分からないGDPRの拘束的企業準則や標準的契約条項より、メリットがあり得るとの指摘があった。「(4) 個人情報保護法制の在り方」については、まず、漏洩報告の件数が多くの国において増大しており、当局において様々な対応が行われていることが分かった。また、私自身が、本年5月に米国ワシントンDCにおいて開催された国際会議IAPP Global Privacy Summitに参加した機会を捉えて、個人情報保護の専門家や海外当局の担当者等との意見交換を行った。その中で、『EUではレギュレーションがハイレベルであるが、日本と米国においては、レギュレーションとプラクティスが近いと言える、

レギュレーションとプラクティスのギャップにも着目すべき。』との指摘があった。当委員会からの情報発信として、国際会議等の様々な場で、①本年1月に発効した日EUの個人データ相互移転の枠組み構築、②APECのCBPRシステムの利用促進及び③信頼性が確保された個人データのフリーフローのための国際的な枠組み構築、それぞれに係る当委員会の取組を説明した。最後に、本年10月にアルバニアで開催が予定されている第41回データ保護プライバシー・コミッショナー国際会議に関する活動を紹介する。私自身も、当該コミッショナー会議におけるオープン・セッションのプログラム諮問委員会に本年4月よりメンバーの一人として加わっているが、当該諮問委員会では、プログラムのテーマ等について議論されており、私は、アジア太平洋地域に属する日本としての立場を活かして、会議内容がバランスの取れたものとなるよう、積極的な提案を行った。引き続き、積極的な情報収集・情報発信を行ってまいりたい」旨の報告を行った。

麻田専門委員から「個人情報保護法の24条指定の調査のため、欧州各国のデータ保護機関を回ったのは大変だったが、EUあるいは関係各国の考え方や実情、連携について理解できるようになり、非常に有意義な調査だったと感じる。本年1月に日EUの個人データ相互移転の枠組みが発効したことは非常に感慨深い。昨年10月には、ブラッセルにおいて第40回ICDPPCに参加し、当委員会主催のサイドイベントをモデレートしたが、そこでの議論が本年の当委員会主催のアジア太平洋プライバシー機関フォーラムにおける議論にもつながった。また、本年6月には、香港で開催されたプライバシー専門家が参加する国際会議に出席し、更に議論に弾みをつけることができた。その際に、日EUの個人データ相互移転やCBPRに関する様々な質問が寄せられ、各国データ保護機関の幹部とも有益な意見交換を行ったが、日本に対する関心が非常に高いと感じた。今後も積極的に発信していくことが重要だと考える」旨の発言があった。

成川専門委員から「本年3月にブラッセルで行われた第9回欧州データ保護・プライバシー年次会議において登壇し、当委員会の取組を紹介した。また、EUの日本政府代表部において在欧州日系企業に対して、日EUの個人データ相互移転の当委員会の取組について説明を行ったが、企業からは、GDPRの対応を自分の問題として捉え、丁寧に取り組んでいる姿勢が窺えた。終了後、説明会開催に対する謝意が伝えられたが、東京の本社を始め、日系企業に対する更なる情報発信に努めるべきだと改めて感じた。」という旨の発言があった。

熊澤委員長代理から「専門委員の方々の精力的な情報収集・調査及び対外的な情報発信活動に改めて感謝申し上げる。信頼性が確保されたデータフリーフローに向けた国際的な枠組みを我が国が主導して構築していくに当たり、当委員会と海外個人データ保護当局等との連携は、益々重要度を増し

ている。そのため、各専門委員におかれては、各々の知見を活かした積極的な海外動向の把握及び相互理解の醸成に、より一層努めていただきたい」旨の発言があった。

(2) 議題2：オプトアウト届出事業者に関する調査結果と今後の対応
事務局から、資料に基づき説明を行った。

加藤委員から「改正個人情報保護法施行以後に取得された名簿等商品に取得元が不明とされているものが14件あったとのことだが、改正個人情報保護法に規定する確認義務の履行が遵守されるよう、的確な監督を行う必要がある。また、調査の中で未回答先が30先あるが、これについても引き続き確認をする必要がある」旨の発言があった。

これに対し事務局から「未回答30先については、所在等、業況の確認について報告を求める等、対応を進めていきたい」旨の回答があった。

藤原委員から「今回の調査で、適正取得が確認できないものが多く存在した。正確性が担保されない名簿等商品が多いと思われるが、このような名簿等商品が流通すること自体に問題がある。現行法のオプトアウトによる第三者提供の仕組みは、第三者提供の対象となる個人情報の内容を、当該情報に係る本人が知り、オプトアウト手続きを経て、望まない第三者提供を回避することを企図している。しかしながら、個人情報保護法改正前から消費者からは、入手等の情報の流れが分からないのにオプトアウト手続きが機能するはずがない、との意見があった。そのために、情報のトレーサビリティを高め、透明化を図る意図で確認義務等が導入されたものである。

しかし、それでもなお現行の仕組みで、本人がオプトアウト手続きをとるにあたり懸念があるのであれば、事務局から説明のあった対応策に加え、3年後見直しにおいても、本調査を踏まえ、より実効性のある枠組みや、執行に漏れがない枠組みを検討していくことが重要ではないか」旨の発言があった。

熊澤委員長代理から「オプトアウト届出事業者による名簿の販売に対して消費者の関心も集まっている。報告のあった内容及び委員会での議論を踏まえ、引き続き検討していきたい」旨の発言があった。

以上